

## 報告事項 第 2 号

---

令和 6 年度地域包括支援センター  
事業計画及び収支予算について

## 令和6年度地域包括支援センター事業計画

### 1 地域包括支援センター圏域の基本情報 R6.4.1 現在

		中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
圏域人口（人）		26,747	23,188	27,123	33,292	31,588	20,377	32,061	27,118	29,741	29,487	37,366	318,088
高齢者人口（人）		9,994	7,973	9,665	11,402	10,247	6,673	11,858	9,297	10,169	11,691	13,439	112,408
高齢化率（％）		37.4%	34.4%	35.6%	34.2%	32.4%	32.7%	37.0%	34.3%	34.2%	39.6%	36.0%	35.3%
事業所数 （か所）	居宅介護支援事業所	19	9	10	7	6	10	11	5	12	8	12	109
	グループホーム	11	7	8	3	8	6	5	10	8	9	7	82
	小規模多機能型居宅介護事業所	0	2	1	1	0	1	0	1	3	1	3	13
予防ケアプラン （件）	給付管理件数	600	155	346	566	441	308	572	463	509	529	644	5,133
	うち直営分	183	45	86	147	94	26	76	102	98	122	149	1,128

### 2 地域包括支援センター所属職員数

（介護予防支援業務及び第1号予防支援事業者、非常勤を含む。） R6.4.1 現在 (人)

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
職員数	11	7	9	10	11	7	11	9	10	11	17	113

所属職員内訳

(1) 地域包括支援センター運営業務従事職員

(介護予防支援業務, 第1号介護予防支援事業専従職員及び事務職員を除く。) R6. 4. 1 現在 (人)

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
社会福祉士	3	2	3	2	2	1	3	1	1	2	5	25
主任介護支援専門員	2	1	2	2	2	2	1	1	3	2	1	19
保健師	1	2	1	2	2	2	2	2	2	3	4	23
精神保健福祉士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
合計職員数	7	6	7	7	7	6	7	5	7	8	11	78

職員配置基準 (令和6年度～令和8年度)

(人)

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
配置基準	7	6	6	7	7	5	7	6	7	7	8	74

(2) 介護予防支援業務, 第1号介護予防支援事業専従職員及び事務職員

R6. 4. 1 現在

(人)

	中央	豊岡	東旭川・千代田	東光	新旭川・永山南	永山	末広・東鷹栖	春光・春光台	北星・旭星	神居・江丹別	神楽・西神楽	合計
介護支援専門員等	3	0	1	2	3	0	2	4	2	2	4	23
事務職員	1	1	1	1	1	1	2	0	1	1	2	12

### 3 地域包括支援センター運營業務事業計画

(※「令和6年度地域包括支援センター運營業務事業計画書」一部抜粋)

#### ○ 地域課題

中央	(中央地区) マンションが多く、駐車場の確保など、他地区に比べ相談機関や訪問系サービスの導入に支障を来す状況にあります。
豊岡	令和6年度から契約のため、記載なし
東旭川・千代田	(桜岡地区) ふれあいサロン等の通いの場が一つもない。交通機関として桜岡駅があるが、地域の高齢者は、駅まで歩けない・階段が登れない等で利用が少ない。
東光	役員の後継者がいないため、住民組織、特に老人クラブの組織継続が困難になってきている。
新旭川・永山南	(永山南地区) 除雪、排雪、間口除雪問題、除雪の担い手。間口除雪に町内会でも参加しているが担い手が70～80代のみ、雪捨て場が少ない
永山	(永山第三地区) デイサービス等介護保険サービスで行える介護予防に関する運動など、通いの場でも行えるものが移動手段がないため利用できないケースも見受けられている。
末広・東鷹栖	(末広・末広東地区) 独居世帯・老老介護・8050問題など重層化し、地域で孤立する方が増えてきていることが課題である。
春光・春光台	(春光台地区) 地域内には道路が整備され、未舗装の場所はないが、バス路線が循環する路線と、往復する路線の2路線しかなく、鷹の巣福祉村地区へのバス路線が運転手不足により減便している。
北星・旭星	(旭岡地区) 自由に利用できる公共の会館もほとんどなく、町内会活動を含め、地域交流の機会などが年々減少しており、近隣住民同士の関係も構築し辛い地域になっている。
神居・江丹別	(農村地区) サービス提供を行う介護保険サービス事業所も限られる現状があり、介護が必要な状態になれば施設入所する選択を取らざるを得ないということも聞かれる。
神楽・西神楽	(西神楽地区) スーパーや病院がなく地域のボランティア等としても活動していた団体が構成員の高齢化等を理由に解散したこともあり、地域事業を担う団体が固定化し、負担も大きくなっている。

○ 運営体制等に関する計画

市において 重点とする取組	多様な視点から支援ができるよう、各専門職が相互に情報を共有しながら、連携・協働を図ることができる運営体制を構築する。
中央	関係機関が実施する会議等に積極的に参加し、包括支援センターの機能に関して情報提供すると共に、センターに対する意見等の収集に努めます。
豊岡	参加した研修後には、センター内において伝達講習を行い、すべての職員で共有を図る。報告書・研修会資料については、ファイルのまとめ、センター内職員が何時でも閲覧できるようにする。
東旭川・ 千代田	包括と関係する介護・医療等関係機関と地域住民を交えた活動の場の開催において、互いを知る機会や双方の立場から連携促進につながる交流会を開催し、意見を抽出する。
東光	センター職員の資質向上に向け研修計画を策定し計画的な研修参加を促す。研修の内容は研修報告書を作成しセンター内で閲覧や伝達講習を実施しセンター全体で共有する。
新旭川・ 永山南	4職種と事務員含め、必ず2名体制以上で相談対応が行える勤務体制にする。
永山	関係機関と顔の見える関係を構築し、連携しやすい環境を作る。 関係機関への訪問（年2回以上）、合同研修会の開催（年1回以上）
末広・ 東鷹栖	市民委員会、関係機関等の会議に積極的に参加、当センターに対する意見を収集し包括内で意見を共有して事業を展開していく。
春光・ 春光台	研修への参加と参加がしやすい職場環境・体制づくりに努める。
北星・旭星	地域の公共施設（公民館・銀行・商店等）に対して、センターの役割や連携の強化のための意見交換の機会を依頼する。 意見交換の場の依頼：1機関に対して年1回以上
神居・ 江丹別	関係機関が実施する会議等に積極的に参加して情報交換を行ない、センターに対する意見を収集する。
神楽・ 西神楽	日々の個別相談等において、必要時には複数職で対応することとし、相互の意見交換を行うことやセンター内会議等の場を通して、多角的な視点を身につけることとする。

○ 総合相談支援業務

市において 重点とする取組	それぞれの専門となる領域を活かしたカンファレンス等を4職種で行うことで、他職種の知識を学び、センター職員全体の資質向上を図る。
------------------	---

中央	相談者に係る情報を共有し必要に応じて、センター内で支援方法を検討し、相談者にとって最適な支援を実施します。
豊岡	地域住民や関係機関から受けた相談の課題を明確にし、4職種で検討した上で速やかに適切な保健・医療・福祉サービス等多様な資源へ繋げる。また、医療施設の情報の整備を行う。
東旭川・千代田	朝の会議で各職員が関わっているケースを発信し、支援方法を4職種で検討する。 ①全体発信する目的の共有 ②他職種に係る必要性のあるケースの検討・共有
東光	緊急性が高いものや多角的な判断が必要なケース、対応に苦慮するケース等については4職種間で協議し複数名訪問や他機関と連携した対応を行いチームアプローチで課題の整理と支援方針の共有をおこなう。
新旭川・永山南	新規対応ケースと継続対応ケースでも四職種内で確認したほうが望ましいケースは、必ず朝礼時カンファレンスで確認し、多職種の視点と支援方法やインフォーマルの活用など妥当性について意見交換を行う。
永山	①定期的なミーティングを開催する。(毎朝・毎週・月1) ②個別事例の課題分析を4職種で行う。 ③多職種事例検討会を開催する。
末広・東鷹栖	定期的に4職種でカンファレンスを行い、各専門性を活かしたアプローチ方法を共有・協働することで、適切な支援を行い対応力の向上を図る。
春光・春光台	4職種協働し対象者に関する情報収集及び総合的な評価を行い、困りごとの原因を含む総合的な課題を把握したうえで、支援方法等の検討を行う。
北星・旭星	包括内でのミーティングやカンファレンスを通し、4職種で情報を共有するとともに、それぞれの専門性を活かした視点から、適切な支援につなげるための方策について検討を行う。
神居・江丹別	職場内でのミーティング、カンファレンス、会議を通じて、センター全体で情報を共有するとともに、適切な支援につなげるための方策についての検討を行う。
神楽・西神楽	個別相談の内容により複数職で担当することとし、それぞれの専門性を踏まえながら、アプローチ方法や支援内容の検討を行う。また、センター以外の多職種・他機関との連携が必要なケースについては地域ケア個別会議や認知症初期集中支援チーム等の活用を検討する。

○ 地域課題の把握及び地域課題の解決に係る業務

市において重点とする取組	個別ケースの積み重ねから地域課題を明確化していくために、地域ケア会議を活用する。
中央	総合相談支援業務等で把握した個別事例から、センター内カンファレンスにて4職種の多角的な視点をもって検討し、課題であると判断した場合、地域ケア個別会議を開催して根拠をもった地域課題の発見につなげます。
豊岡	総合相談や実態把握、アンケートやKJ法等を用い、見えた課題を相談票の相談項目分類を用い、蓄積させ分析する。
東旭川・千代田	生活支援に資する課題（介護保険サービスでは対応できない生活の困りごと・近くに通いの場がない・移動手段等）の精査・分析を行う。
東光	地縁組織や専門職種から構成される協議体で地域課題についての情報共有を行い、地域の課題を分析し取り組むべき課題を明確化する。
新旭川・永山南	総合相談対応した個別課題を4職種にて確認しつつ、内容に応じて第2層協議体（永山南きづな連絡協議会）と連携しながら地域ケア会議を活用し、地域としての意見も確認しながら明確化を図る。
永山	①個別事例を分析し地域課題を把握する。 ②モデル地域でのアンケート調査を行う。 ③分析した結果について地域ケア会議で検討する。
末広・東鷹栖	各町内会単位で開催している地域課題検討会議（地域ケア個別会議）で、地域住民や各関係機関と協働、小単位での地域課題を抽出し課題の共通点を明確化する。また、未開催町内に関しては開催に向け継続的にアプローチを行う。
春光・春光台	地域ケア会議や包括内カンファレンスを開催し、個別ケースの課題における個人因子と環境因子ごとに整理、相関関係について分析を行い、地域課題の把握及び明確化を行う。
北星・旭星	総合相談で把握した個別事例の課題について、地域課題の分析・把握を目的とした地域ケア個別会議を開催し、検討すべき地域課題を明確にする。
神居・江丹別	総合相談支援業務において把握した、関係機関や地域資源の情報を地域ケア個別会議等で整理し、現状において優先して検討すべき地域課題を明確にする。
神楽・西神楽	（緑が丘東）令和5年度実施のアンケートを踏まえ、市営住宅の住民に対し、実態把握を行った上で地域ケア会議等により、個別課題を把握し、そこから地域課題の明確化につなげていく。

○ 権利擁護

市において 重点とする取組	高齢者虐待又は消費者被害が疑われる兆候や被害等が発生した際の相談機関及び対応方法等について、地域住民、住民組織及び関係機関に対して広く普及啓発を行う。
------------------	---

中央	住民相互の早期発見機能を高めるため、高齢者の権利擁護に対する意識づけを行います。具体的には事例を交えた「高齢者虐待」「消費者被害」「成年後見制度等」の講話等を行い住民に広く普及啓発を行います。
豊岡	自宅に訪問が多い訪問サービス系の事業所に期発見、早期対応の理解を深めるための資料を配布する。
東旭川・千代田	自主サークル参加者や民生委員児童委員協議会等、地域の担い手へ普及啓発し参加者自身が近隣・地域へ情報発信する仕組みの構築を図る。
東光	虐待が疑われる高齢者を早期発見する事が出来るよう住民向けリーフレット『みんなで予防高齢者虐待』のチェックリストを活用や地域住民向けの講話を通じて高齢者虐待について普及啓発し相談窓口の周知を図り早期に相談できる体制を作る。
新旭川・永山南	旭川市東警察署や消費生活センターの情報を有効活用し、通いの場・コンビニ・金融金等に向けてリーフレット等を作成し情報提供を行う。
永山	住民向けちらしを配布する（高齢者虐待・消費者被害・身上保護等他）関係機関にむけての勉強会を開催する。（高齢者虐待防止）
末広・東鷹栖	地域住民及び各関係機関に対し、小単位で参集の研修会や紙媒体の配布、権利擁護に関する被害が疑われる兆候や被害が発生した際の相談機関及び対応方法等について、広く普及啓発を図る。
春光・春光台	高齢者の支援機関や民生委員や安心見守りの担い手へ権利擁護に関するアンケート等を実施し、興味関心を引き出せるような研修会等を企画実施する。
北星・旭星	専門機関と協働し、高齢者虐待及び消費者被害に関する全般的な知識、虐待や消費者被害が疑われる徴候や被害等が発生した際の相談先、被害を予防するための対応方法等について、地域住民や住民組織、福祉事業所を含む関係機関等に対して、講話や広報誌等による啓発を実施し、幅広い周知を行う。
神居・江丹別	高齢者虐待及び消費者被害に関する全般的な知識、虐待又は消費者被害が疑われる徴候や被害等が発生した際の相談機関、被害を防ぐための対応方法等について、地域住民や住民組織、福祉事業所を含む関係機関等に対して「権利擁護講話」を実施し、広く周知をはかる。
神楽・西神楽	高齢者虐待防止に向け、相談・通報者の可能性の高い民生委員に対し、普及啓発を行う。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

市において重点とする取組	地域全体の高齢者の自立支援を推進するために、介護支援専門員が行うケアマネジメントの資質向上を目指す。
中央	介護支援専門員が抱える課題に対して積極的な関与を実施し、ケアマネジメント力の向上を目指した支援を実施します。 ・自立支援型ケア会議の実施 / 年6回(36事例)など
豊岡	圏域内の主任介護支援専門員、関連機関と協働し介護支援専門員の自立支援や資質の向上に向けた取り組みを企画・実施する。 ・個別相談、同行訪問、地域ケア個別会議、研修会、事例検討会、ケアプランの作成指導(適時)
東旭川・千代田	関係機関と協働し、介護支援専門員のケアマネジメントの技術を高めることを目的に介護支援専門員の課題に応じて技術的支援を行う。 ・ケアラー支援に関わる事例検討会 年1回 など
東光	圏域の主任介護支援専門員と協働し、居宅介護支援事業所ケアマネジャーの知見を広げて、ケアマネジメントの質向上を図れるよう学習会を企画、開催。また、介護予防ケースに対して「自立支援・介護予防」の視点で関与し、必要時はケアマネジメントプロセスの理解やケアプランの目標設定等の助言・指導を行う。
新旭川・永山南	4職種にて新規と更新時の介護予防サービス計画表を、「①ICF・自律支援の視点②具体的な短期目標(目標指向型ケアプラン)③インフォーマルサービス④医療連携・健康状態のチェック⑤その他」の5つの視点から確認する。
永山	介護支援専門員からの相談内容やアンケート結果を踏まえた研修会等を実施する。 ケアマネ通信を作成し制度に関する情報やケアマネジメント等について情報提供を行う。
末広・東鷹栖	介護支援専門員の抱える課題に応じて、ケアマネジメントの技術が高められるよう技術的支援を行う。 ・主任介護支援専門員への意向調査(アンケート)を基に勉強会を開催(年2~3回) など
春光・春光台	1) 個別相談 2) 同行訪問 3) 地域ケア個別会議 4) 研修会 5) 事例検討会 6) ケアプランの作成指導 1)~6)のいずれか効果的な方法を選定し実施(随時)
北星・旭星	圏域で実務している介護支援専門員から有志を募り、介護支援専門員の資質向上を目的とした研修会や介護支援専門員同士の意見交換会を企画し、技術的支援に繋げる。
神居・江丹別	介護支援専門員からの個別相談、事業所訪問、同行訪問による支援を実施する。各種会議を有効活用できるよう支援する。研修会や事例検討会を通して支援の手法を全体で共有する /年3回
神楽・西神楽	包括プランナーの事例を基に介護予防ケアマネジメント事例集を作成。介護予防ケアマネジメントに対する理解を深めてほしい介護支援専門員や、軽微な変更による期間延長で来所した介護支援専門員などに対し、適宜説明と共に配付する。

○ 第1号介護予防支援事業に係る業務

市において 重点とする取組	初回のケアマネジメントについて、可能な限り自ら実施していくよう努め、委託する場合においてもアセスメントを行い、課題を分析したうえで依頼するなど、ケアマネジメントへの関与を強化する。
中央	効果的な包括的ケアマネジメントが展開できるよう、アセスメントの実施や課題抽出等に重点を置いた総合相談支援業務を実施します。
豊岡	新規対象者へは「生き生き生活のための秘訣～上手な介護保険の利用の仕方～」を用い自立した生活継続のための上手な介護保険サービスの利用の仕方について周知し、介護保険からの卒業を目指すよう働き掛ける。
東旭川・ 千代田	総合相談支援業務やその他の地域支援事業を通じてインテークからアセスメントまで連動的に行い、4職種の専門性を踏まえ、新規の対象者の初回ケアマネジメントは可能な限りセンターが担当する。
東光	兼務としてケアマネジメントを行う4職種の人員体制の整備を行い可能な限り初回アセスメントを直営で行えるよう取り組む。初回のケアマネジメントを経た後に担当CMが変更となる事を利用者に理解が得られるよう説明し支援をおこなう。
新旭川・ 永山南	対象者の自立（律）に向けて設定した目標を達成するために、その心身の状況、置かれている環境その他の状況を踏まえた総合的な課題を対象者自身が認識し、対象者が包括的かつ効率的にサービスを活用しながら、主体的に介護予防に取り組んでいくための援助を行う。
永山	総合相談から支援を行うにあたり、アセスメントと課題分析を確実に実施できるようケースについて利用者基本情報の作成等を行っていく。
末広・ 東鷹栖	新規対象者件数については、センター内で検討し、対象者の解決すべき課題や目指す生活を具体化した上で、個々の対象者の生活機能に応じ介護予防ケアマネジメントを展開する。
春光・ 春光台	総合相談支援業務及びその他の地域支援事業と連動した効果的なケアマネジメントを実施するために、引継ぎ先へ支援方針の説明等、介護予防サービス・支援計画書作成の協力のための情報提供を実施する。
北星・旭星	アマネジメント実施依頼書等の活用：ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する場合には、ケアマネジメント実施依頼書等を活用し、できる限りの情報提供や、課題・方針なども明らかにしたうえで委託するように努める。
神居・ 江丹別	4職種が介護予防ケアマネジメントを早期に担当できるよう計画的に学習を実施する。 ・4職種の介護予防ケアマネジメントの学習 /年度当初より開始し随時ケースを担当
神楽・ 西神楽	配置し直営で実施するケアマネジメントの窓口として管理者以外にリーダー職を配置し、ケアマネジメント担当職員の件数の状況等の把握や調整をスムーズに行うようにする。また、管理者とリーダーで定期的に情報交換を行う場を持つ

○ 一般介護予防事業に係る業務

市において 重点とする取組	市が開催する介護予防教室を通じた通いの場の立ち上げ支援により、住民主体の通いの場の拡充を図る
中央	あさひかわ健幸運動教室、認知症予防教室終了後に、住民主体の通いの場の立ち上げ支援を行います。（通いの場立ち上げ支援計画：3件）
豊岡	高齢者がセルフケアできるように通いの場への参加や健診受診の声掛け、医療機関に繋がっていない住民の実態把握を行う。地区によっては、徒歩圏内で通いの場がないところもあるため、旭川市で行う介護予防教室を立ち上げ、参加できる住民を増やすことができるよう働きかける。
東旭川・ 千代田	4職種で連携を図り、多角的視点で自主サークルの立ち上げ支援、及び既存団体が住民主体の運営ができるよう支援する。
東光	あさひかわ健幸運動教室・認知症予防教室修了者が、サークルを立ち上げ自主的に活動ができるよう、住民主体の通いの場の重要性について説明し、実施事業所と連携しながら支援を行う。
新旭川・ 永山南	職員と共有し、社会資源として総合相談時、介護保険サービス利用者が通いの場に参加できるように促す。 健幸教室後の自主化：3か所（計画値）
永山	イオン会場の健幸教室の自主化をめざす。広報による周知・申し込み開始前に、イオン周辺地域にちらしを配布（3区第1・第4町内は65歳以上の全世帯に配布、3区第2・3・5町内は回覧）し、事前申し込み受付を行う。教室開始時より、自主化の促しを行う。
末広・ 東鷹栖	あさひかわ健幸運動教室開催中から介護予防の必要性、継続の重要性を説明し、教室終了後も自主的に活動ができるよう、事業者と連携し自主サークルの立ち上げ支援を行い、通いの場の拡充を図る。
春光・ 春光台	あさひかわ健幸運動教室と認知症予防教室において、参加者が主体的に活動を継続することができるよう、担当事業者と連携して、通いの場の立ち上げ支援を行う。
北星・旭星	あさひかわ健幸教室～実施事業者と必要時打合せを行うなど自主化への支援実施。あさひかわリハビリ体操指導士の調整や指導方法等の支援。
神居・ 江丹別	市の旭川健幸運動教室からの自主化と地域のニーズや地域特性に応じた通いの場の立上げや支援を行い、多様な場面で関わった住民に対し積極的な参加勧奨を行う。
神楽・ 西神楽	あさひかわ健幸教室中は、インストラクターと連携をして参加者の介護予防の必要性や運動や住民主体の活動の場となるための意識付けの強化を行う。

○ 在宅医療・介護連携推進事業に係る業務

<p>市において 重点とする取組</p>	<p>(1) 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。</p> <p>(2) 地域住民が本人の希望と選択に基づいて医療・介護に係るサービスを受けられるよう、在宅医療・介護やACPに関する普及啓発を行う。</p>
<p>中央</p>	<p>住民自身が今後起こりうる、介護や医療を念頭においた生活の理解が深められるよう、在宅医療・介護連携、ACP、終活といった内容を含めた講話の準備を図ります。</p>
<p>豊岡</p>	<p>地域住民が本人の希望と選択に基づいて医療・介護に係るサービスを受けられるよう、在宅医療や介護に関する理解の促進を図ることを目的として、在宅医療に関する普及啓発をする。</p>
<p>東旭川・ 千代田</p>	<p>介護支援専門員や介護サービス従事者を対象に、在宅医療と介護連携及びACPについて研修会等の実施 年1回</p>
<p>東光</p>	<p>圏域の医療機関・居宅介護支援事業所に対して旭川市在宅医療・介護連携推進研修会開催の周知・参加を促し、圏域の医療機関・居宅介護支援事業所のネットワーク推進を図る。</p>
<p>新旭川・ 永山南</p>	<p>旭川市在宅医療・介護連携の相談窓口の担当者と協働し、医療側・介護側のそれぞれに必要な情報の共有などを図っていく。 日々の業務、地域住民向けフォーラム、認知症当事者支援企画など随時。</p>
<p>永山</p>	<p>永山メディアケアネットワークプロジェクトと共同で住民への医療・介護に関する情報提供を行う(冊子の作成、住民向けセミナーの開催、動画の配信)。</p>
<p>末広・ 東鷹栖</p>	<p>地域住民が自分らしい暮らしの選択に基づき、医療・介護に係るサービスを受けられるよう、日頃から在宅医療や介護に関する情報提供を行い、理解促進を図る。</p>
<p>春光・ 春光台</p>	<p>センターの各業務において地域の関係機関・介護関係者との連携を積極的に図るとともに、医療関係者と介護関係者による意見交換及び情報共有の場を設ける。</p>
<p>北星・旭星</p>	<p>圏域で実務している介護支援専門員から有志を募り、医療と介護の連携を推進するための取り組み・地域の医療や介護に関する資源や医療と介護の連携における地域課題の把握に向けての取り組みについて協議し企画する。</p>
<p>神居・ 江丹別</p>	<p>必要な医療機関・薬局・介護施設・介護サービス事業所・福祉サービス事業所を訪問し連携関係を構築する。多職種が連携して個別課題を集積し全体で共有する。</p>
<p>神楽・ 西神楽</p>	<p>地域住民に対する介護保険の普及・啓発の講話の際に在宅医療と介護の連携に関する事例を紹介し、地域包括支援センター・介護支援専門員の役割や在宅での生活を送る上での多職種連携についての理解を促す。</p>

○ 認知症総合支援事業に係る業務

市において 重点とする取組	認知症サポート医等と情報共有し、認知症を疑う高齢者に対する支援を行う上での課題について関係機関と共有する。
中央	圏域内の地域住民、事業所職員、市社協等で構成するオレンジカフェ運営委員会においてカフェの運営を支援するとともに、認知症の当事者やその家族から意見を聞きながら、地域の認知症支援についての協議、検討を行います。
豊岡	認知症、若年性認知症の本人とその家族が気軽に集える場作りを専門職や関係機関と連携し企画・運営する。
東旭川・ 千代田	圏域を中心とした認知症サポート医を含む医療機関、居宅介護支援事業所、認知症グループホームを中心に連携体制を構築するために、課題収集のために働きかけを行う。
東光	総合相談支援等で認知症の人が抱える生活課題等を各関係機関（民生児童委員、医療や介護事業所、金融機関等）と情報・意見交換が行える「東光圏域・地域交流会ネットワークづくり」を開催し、早期発見・支援に向けた連携体制の構築を図る。
新旭川・ 永山南	認知症支援に関わる医師や相談員等へ、現在の認知症支援に関する課題を確認する。 手段については相談員等を通じて検討。
永山	圏域内医療機関、居宅介護支援事業所等の事業所対象に認知症支援での課題等についてアンケート調査や聞き取りを行う。
末広・ 東鷹栖	認知症疾患医療センターを始めとした医療機関等と情報共有し、認知症の方の早期診断及び早期対応に向けた連携をし、現状の課題について意見交換をしていく。
春光・ 春光台	認知症疾患医療センターや認知症サポート医と認知症(疑い含む)高齢者の受診や支援における課題について情報共有を行う。また複数のモデル地区を対象に認知症の受診等に関わる課題把握を目的としたアンケートを実施し、提供する者、提供される者の両面的な課題の把握に努める。
北星・旭星	相川記念病院（認知症疾患医療センター）の協力を得て、認知症支援に係る情報共有・意見交換の機会を設ける。（企画名：「認知症疾患医療センター意見交換会」）
神居・ 江丹別	圏域内の医療機関や薬局等への個別訪問を通して、認知症支援に関する情報提供や支援を行う上での課題等を共有する。
神楽・ 西神楽	在宅医療・介護連携推進事業に係る業務と連動し、関係機関（医療機関等）と意見交換を行い、認知症支援における現状や課題について情報共有を図りながら、意見交換等を行う場について検討していく。

○ 介護給付等費用適正化事業に係る業務

市において重点とする取組	地域住民や関係機関からの相談対応を通じて、介護事業所や有料老人ホーム等の運営について実態把握に努める。
中央	総合相談、介護予防ケアマネジメント(委託を含む)の場面において、介護事業者等の運営に係る課題に着目し、必要に応じて市担当部署に対して情報提供等を実施します。
豊岡	総合相談や訪問、関係機関からの情報提供にて介護事業所や有料老人ホーム等の課題や不適切な運営方法の実態を把握した際には、速やかに旭川市の担当課に情報提供する。
東旭川・千代田	地域住民からの相談や関係機関からの情報提供及びケアマネジメントに付随する書類の確認や関与等において、運営方法に疑問が生じたケースを確認した際には、内容等について確認し適宜旭川市へ相談する。
東光	地域住民や関係機関からの情報提供があった場合、介護事業者や有料老人ホーム等の実態把握を行う。情報収集により介護事業者等の運営方法に疑問を生じた際には、市に報告を行う。
新旭川・永山南	居宅介護支援事業所(ケアマネ)から、有料老人ホーム等に関連する簡潔なアンケート調査を行い、運営情報等の情報源として把握する。
永山	何らかの情報提供があった際には行政関係機関に情報提供を行う。
末広・東鷹栖	介護事業所や有料老人ホーム等の運営の実態把握の積極的な把握努め、情報収集により介護事業所などの運営方法に疑問を生じた際には、速やかに市に報告する。
春光・春光台	センターの各業務において、介護事業所や有料老人ホーム等の不適切な運営の実態を把握した場合には市の担当課へ情報提供する。
北星・旭星	地域の居宅介護支援事業所を訪問したり、意見交換などの機会を設け、自立や重度化予防が阻害されている事例や、適切なケアマネジメントが軽視されている実態についての情報提供を促す。
神居・江丹別	総合相談や介護予防ケアマネジメント、4職種の実施する包括的支援事業等、介護事業者と関わらせていただく全ての場面において、介護事業所や有料老人ホーム等の運営の実態の把握に努め、情報収集により介護事業者等の運営方法に疑問を生じた際には、速やかに市に報告する。
神楽・西神楽	介護事業所や有料老人ホーム等のサービス提供等に関する相談を受けた際には、利用者と事業所の契約の問題のみと捉えるのではなく、詳細に情報を収集し、旭川市の担当部局や関係機関へつなげる。

○ その他の事項に関する計画

市において重点とする取組	地域の関係者から構成する会議体や住民組織の立ち上げ支援を行った場合は、当該団体が自主的に運営できるよう支援していく。
中央	地域の地縁組織を中心として地域づくりを検討するコアメンバー会議(4地区)に対し、地域まるごと支援員と協力し、自主化を念頭に置きながら、各種支援を継続します。
豊岡	住民組織への参加が、生きがいつくりや役割となり、参加者自身の健康と介護予防に役立つことを普及啓発し、主体的に取り組めるよう伴走する。
東旭川・千代田	地域課題に対して取り組む運営組織へは、検討会議に参加し後方支援を行う。 *地域にある運営組織：千代田地区「住みよい千代田の会」、豊田地区・米原瑞穂地区「逃げ遅れゼロプロジェクト事業」、米原瑞穂地区「ハッピーライフペーパー企画組織」、まちづくり協議会での高齢者に関する実行部会等
東光	まちづくり推進協議会や第2層協議体の活動、社会福祉協議会から協力を求められている啓明地区・東光地区・豊岡地区3団体及び道北勤労者医療協会の連携に係る協議等の活動と協働し地域住民が自主的に活動できる場の提供や支援を実施する。
新旭川・永山南	第2層協議体にも該当になる、“永山南きづな連絡協議会”や“地域居場所づくり推進委員会”、その他、認知症カフェ2ヶ所など、当包括が主催開催にならず地域と共に実行委員会で運営や活動が行えるようにバックアップする。
永山	今までの立ち上げた組織等がより自主的に活動できるように支援する。 永山第二地区SOSネットワーク運営委員会、永山第三地区SOSネットワーク運営委員会、スープの冷めないきずなづくり実行委員会、永山健康マイレージ事業実行委員会、永笑のつどい、ひだまりサロン、スマホ教室
末広・東鷹栖	住み慣れた地域において、孤立することなくいつまでも自分らしい生活を送るため、必要に応じ運営体制の検討を行い、立ち上げた住民組織などが自ら運営や活動が継続できるよう支援する。
春光・春光台	市が求めるものと実情のすり合わせを行い、自主化への課題の解決に努め、住民組織等が自ら運営・活動していけるよう支援していく。
北星・旭星	既存の制度やサービス、事業所等、公・民・ボランティア及び知人や家族も含めて、制度や住民組織に関わらず、必要な方に必要な支援が適切に届くように、社会資源の把握と活用に努める。
神居・江丹別	忠和地区の社会資源として平成28年に立ち上げた「忠和SOSネットワーク」(認知症高齢者の徘徊事案が発生した場合に搜索活動を行うシステム)については、自主化に向けた運営の体制について議論を実施しつつ、システム維持のための訓練や会議を実施する。
神楽・西神楽	立ち上げ時、自主的に運営する上で課題等がある場合には、他の関係者・関係機関(教育機関含む)につなぎ、自主的な運営につながるよう支援する。 また、立ち上げ後はその組織の活動状況等を把握し、必要時には運営のフォローや事業計画に基づき、各種の普及・啓発を行う。

## 令和6年度地域包括支援センター収支予算

- 1 地域包括支援センター運營業務（第1号介護予防支援事業を除く。）収支予算
- 2 第1号介護予防支援事業及び介護予防支援事業に係る収支予算

## 1 地域包括支援センター運營業務(第1号介護予防支援事業を除く。)収支予算

(円, %)

	収入		支出 (委託料に占める割合)			収支 (①-②)
	地域包括支援センター 運營業務委託料 ①		人件費	運営費 事業費	合計 ②	
中央	51,888,333		41,917,000	9,971,333	51,888,333	0
			80.8%	19.2%	100.0%	
豊岡	42,737,334		34,196,000	8,541,334	42,737,334	0
			80.0%	20.0%	100.0%	
東旭川・千代田	42,300,000		31,952,122	10,347,878	42,300,000	0
			75.5%	24.5%	100.0%	
東光	51,700,000		43,500,000	8,200,000	51,700,000	0
			84.1%	15.9%	100.0%	
新旭川・永山南	51,260,000		43,530,000	7,730,000	51,260,000	0
			84.9%	15.1%	100.0%	
永山	35,510,000		27,500,000	8,010,000	35,510,000	0
			77.4%	22.6%	100.0%	
末広・東鷹栖	48,500,000		40,535,000	7,965,000	48,500,000	0
			83.6%	16.4%	100.0%	
春光・春光台	44,981,000		38,681,000	6,300,000	44,981,000	0
			86.0%	14.0%	100.0%	
北星・旭星	51,300,000		44,450,000	6,850,000	51,300,000	0
			86.6%	13.4%	100.0%	
神居・江丹別	49,675,000		43,100,000	6,575,000	49,675,000	0
			86.8%	13.2%	100.0%	
神楽・西神楽	53,900,000		47,250,000	6,650,000	53,900,000	0
			87.7%	12.3%	100.0%	

## 2 第1号介護予防支援事業及び介護予防支援事業に係る収支予算

(円, 件)

	収入			支出			収支 (①-②)	給付管理 件数
	第1号介護 予防支援 及び 介護予防 支援事業	法人からの 繰出又は事 業外収入	合計 ①	人件費等	法人への 繰入又は 次期繰越	合計 ②		
中央	33,527,000	3,427,000	36,954,000	36,954,000	0	36,954,000	0	直営分:2,558 委託分:4,928
豊岡	19,182,800	0	19,182,800	19,156,000	26,800	19,182,800	0	直営分:1,340 委託分:3,000
東旭川・ 千代田	19,217,600	4,103,812	23,321,412	23,321,412	0	23,321,412	0	直営分:1,100 委託分:3,180
東光	30,851,000	40,000	30,891,000	30,891,000	0	30,891,000	0	直営分:1,900 委託分:4,900
新旭川・ 永山南	24,447,840	52,000	24,499,840	24,084,614	415,226	24,499,840	0	直営分:1,185 委託分:4,206
永山	18,431,400	2,440,000	20,871,400	20,760,000	111,400	20,871,400	0	直営分: 570 委託分:3,600
末広・ 東鷹栖	28,632,760	0	28,632,760	28,632,760	0	28,632,760	0	直営分: 876 委託分:5,518
春光・ 春光台	26,863,272	0	26,863,272	26,863,272	0	26,863,272	0	直営分:1,708 委託分:3,800
北星・ 旭星	27,766,000	30,000	27,796,000	27,796,000	0	27,796,000	0	直営分:1,200 委託分:5,100
神居・ 江丹別	28,032,000	50,000	28,082,000	28,082,000	0	28,082,000	0	直営分:1,700 委託分:4,700
神楽・ 西神楽	35,790,000	3,240,000	39,030,000	39,030,000	0	39,030,000	0	直営分:2,195 委託分:5,725